

福岡県公報

平成26年7月1日
第3607号

目次

告示(第579号-第588号)

- 「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック」の販売代金の収納の事務の委託 (自然環境課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 水質汚濁に係る環境基準の水域の種類の当てはめの一部を改正する告示 (環境保全課) …………… 2
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- 福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第6条第2項の規定に基づく調査指針 (廃棄物対策課) …………… 4
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 平成26年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防防災指導課) …………… 5
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 8
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 8

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 8
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 9
- 宅地建物取引業者の免許の取消し (建築指導課) …………… 9
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) …………… 9
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 10
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 10

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) …………… 10
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村支援課) …………… 11
- 県議会議員の解職の請求をする場合の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) …………… 11

告示

福岡県告示第579号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2011-」及び「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2011-普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

委託先	所在地	委託期間
有限会社今橋書店	福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川一丁目6-19	平成26年6月1日から平成27年3月31日まで

福岡県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	久留米城島線大川	前	大川市大字鐘ヶ江6番1先から 大川市大字中古賀73番8先まで	7.0 ～ 8.1	75.0
			後	大川市大字鐘ヶ江6番1先から 大川市大字中古賀73番8先まで	10.8 ～ 11.7	

福岡県告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年7月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	久留米城島線大川	大川市大字鐘ヶ江6番1先から 大川市大字中古賀73番8先まで

福岡県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	久留米柳川線	前	三潞郡大木町大字上牟田3123番5先から 柳川市蒲生1126番先まで	6.7 ～ 7.8	146.5
			後	三潞郡大木町大字上牟田3123番5先から 柳川市蒲生1126番先まで	13.5 ～ 15.2	

福岡県告示第583号

水質汚濁に係る環境基準の水域の類型の当てはめ（平成18年3月福岡県告示第716号）の一部を次のように改正し、平成26年7月1日から施行する。

なお、大牟田川に係る水質汚濁の環境基準（昭和50年8月福岡県告示第1228号）は、廃止する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

別表中

「3 大牟田市内河川

水 域	該当類型	達成期間	暫定目標
諏訪川（潮止堰より上流）	A	イ	

諏訪川（潮止堰より下流）	D	ロ	
堂面川（全域）	B	ハ	C
白銀川（三池電力所横堰より上流）	A	イ	
白銀川（三池電力所横堰より下流）	B	ハ	C
隈川（鹿児島本線鉄橋より上流）	A	イ	
隈川（鹿児島本線鉄橋より下流）	B	イ	

を

「3 大牟田市内河川水域

水 域	該当類型	達成期間	暫定目標
諏訪川（潮止堰より上流）	A	イ	
諏訪川（潮止堰より下流）	B	イ	
堂面川（全域）	B	ハ	C
白銀川（三池電力所横堰より上流）	A	イ	
白銀川（三池電力所横堰より下流）	B	ハ	C
隈川（鹿児島本線鉄橋より上流）	A	イ	
隈川（鹿児島本線鉄橋より下流）	B	イ	
大牟田川（大牟田市西新町九番地地先の大牟田港係船護岸の屈折点から対岸に直角に引いた線より下流の港湾区域（以下「大牟田川港湾区域」という。）を除く。）	B	イ	
大牟田川港湾区域	海域C	イ	

に

改め、同表の注1を次のように改める。

- 1 該当類型の欄中「湖沼」の表示のあるものは「湖沼」の類型を、また、「海域」の表示のあるものは「海域」の類型を、「湖沼」又は「海域」の表示のないものは「河川」の類型を表す。

福岡県告示第584号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

宮若市三ヶ畑字アガキ16の6から16の8まで、17の8、19、21の4、23の6から23の10まで、24の3、湯原字山ノ口2345の9から2345の12まで、2367の2（次の図に示す部分に限る。）、2367の4、2367の6（次の図に示す部分に限る。）、2367の7、2368の3（次の図に示す部分に限る。）、2368の5、2368の6

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第585号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

宮若市湯原字山ノ口2345の9から2345の12まで

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県道	八木山 若 宮 線	前	飯塚市八木山2512番1先 から 飯塚市八木山2508番1先 まで	19.7 ～ 32.1	149.0
			後	飯塚市八木山2512番1先 から 飯塚市八木山2508番1先 まで	20.0 ～ 69.1	149.0

福岡県告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年7月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	筑紫野 太宰府 線	筑紫野市大字吉木2422番4先から 筑紫野市大字吉木2434番先まで

福岡県告示第588号

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく調査指針（以下「調査指針」という。）を次のように定めたので告示する。

なお、調査指針は、福岡県環境部廃棄物対策課で縦覧に供するほか、県のホームページに掲載するものとする。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

調査指針は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について（平成18年9月4日環境対第060904002号・環境産第060904004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長連名通知）」の別添「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」のとおりとする。

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

- 変更しようとする都市計画の種類及び名称
古賀都市計画道路3・5・3号花見浜線
古賀都市計画道路3・4・5号中川熊鶴線
古賀都市計画道路3・4・7号浜藤津田線
古賀都市計画道路3・4・8号屋敷五楽線
古賀都市計画道路3・5・9号古賀停車場線
古賀都市計画道路3・4・16号後牟田大池線
古賀都市計画道路3・4・17号今一大塚線
- 開催の日時及び場所
 - 日時
平成26年7月23日 午後7時から午後9時まで
 - 場所
古賀市役所第1庁舎4階 第一委員会室（古賀市駅東一丁目1-1）
- 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 古賀都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域(延長)
3・5・3号花見浜線	起点 古賀市花見東六丁目 終点 古賀市日吉三丁目 主な経過地 古賀市天神	約3,890メートル
3・4・5号中川熊鶴線	起点 古賀市天神三丁目 終点 古賀市筵内字熊鶴 主な経過地 古賀市久保	約4,570メートル
3・4・7号浜藤津田線	起点 古賀市日吉二丁目 終点 古賀市青柳字藤津田 主な経過地 古賀市鹿部	約2,100メートル
3・4・8号屋敷五楽線	起点 古賀市駅東二丁目 終点 古賀市駅東一丁目 主な経過地 古賀市駅東一丁目	約300メートル
3・5・9号古賀停車場線	起点 古賀市天神一丁目 終点 古賀市天神一丁目 主な経過地 古賀市天神	約190メートル
3・4・16号後牟田大池線	起点 古賀市駅東二丁目 終点 古賀市美明二丁目 主な経過地 古賀市花鶴丘一丁目	約1,700メートル
3・4・17号今一大塚線	起点 古賀市川原字今一 終点 古賀市川原字大塚 主な経過地 古賀市青柳	約870メートル

(2) 閲覧

平成26年7月1日から同年7月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び古賀市建設産業部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成26年7月15日(必着)までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書(様式)は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課(福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711)に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条3項の規定により公告する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市須恵一丁目360番6、360番7、361番1、361番4から361番15まで及び361番17

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宗像市泉ヶ丘二丁目344-66
有限会社 ウッドヒル
取締役 赤星 登志子

公告

平成26年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のように実施する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

1 講習の種類

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

- (1) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）において現に危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者（消防法第13条第3項の危険物取扱者をいう。以下同じ。）で、危険物取扱者免状の交付又は講習を受けた日以後における最初の4月1日から2年以上経過しているもの
- (2) 危険物取扱作業から2年以上離れた後、再び当該取扱作業に従事することになった危険物取扱者

3 講習科目

- (1) 危険物関係法令に関する事項
 - ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項
 - イ 危険物関係法令による規制の要点
- (2) 危険物の火災予防に関する事項
 - ア 危険物施設の火災予防及び危険物の漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等
 - イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等
 - ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

4 講習の種別

講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する危険物施設の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。

- (1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「給油」という。）
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「石コン」という。）
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に

従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「その他」という。）

5 講習期日、場所及び講習種別

午前の部（受付：9時～9時30分 講習：9時30分～12時30分）
 午後の部（受付：13時～13時30分 講習：13時30分～16時30分）

開催地	講習会場	講習月日	午 前	午 後
飯 塚	飯塚市川津680-41 福岡県立飯塚研究開発センター	8月21日（木）	給油	その他
		8月22日（金）	その他	給油
北九州	北九州市小倉北区東港1-2-5 北九州市民防災センター別館3階 （北九州会場の受講を希望される方は必ず第3希望まで記入してください。ただし給油については第2希望まで。）	9月1日（月）	給油	石コン
		9月2日（火）	石コン	給油
		9月3日（水）	石コン	その他
		9月4日（木）	その他	石コン
		9月5日（金）	石コン	その他
		9月8日（月）	その他	石コン
大牟田	大牟田市笹林町1-1-1 大牟田市労働福祉会館 ※9月16日は午後のみ	9月9日（火）	石コン	その他
		9月16日（火）	給油	給油
		9月17日（水）	その他	その他
京 築	豊前市大字吉木955 豊前市総合福祉センター	9月18日（木）	その他	その他
		9月25日（木）	給油	その他
久留米	久留米市東合川5-9-10 久留米地域職業訓練センター	9月26日（金）	その他	給油
		10月1日（水）	給油	その他
福 岡	福岡市早良区百道浜1-3-3 福岡市民防災センター ※10月14日は午前のみ	10月2日（木）	その他	給油
		10月8日（水）	その他	給油
		10月9日（木）	その他	石コン
		10月10日（金）	給油	その他
		10月14日（火）	その他	給油
		10月15日（水）	石コン	給油
10月16日（木）	給油	その他		

なお、受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、受講場所及び期日を変更することがある。

6 受講手続

- (1) 受講申請書の交付

受講申請書は、公益社団法人福岡県危険物安全協会又は最寄りの消防本部で交付する。

(2) 受講手数料

受講手数料4,700円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受付の期限等

ア 郵送による受付

郵送による受講申込みは、講習会場ごとの申込期限（当日消印有効）に従い公益社団法人福岡県危険物安全協会において受け付ける。

講習会場	郵送受付期間（消印有効）	郵送申込み先
飯塚会場	7月22日（火）～8月4日（月）	〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 公益社団法人福岡県危険物安全協会 ※郵送の際は、簡易書留をお願いします。 （紛失等の事故防止のため）
北九州会場	8月6日（水）～8月18日（月）	
大牟田会場	8月21日（木）～9月4日（木）	
京築会場	8月29日（金）～9月12日（金）	
久留米会場	9月8日（月）～9月22日（月）	
福岡会場	9月16日（火）～9月30日（火）	

イ 講習開催地への持参による受付

受付時間：10時～16時（12時～13時除く）

受付日	受付会場	所在地	備考
8月19日（火）	飯塚地区消防本部 2階会議室	飯塚市片島3-16-8	受付会場で証紙販売
8月27日（水）	北九州市民防災センター別館3階	北九州市小倉北区東港 1-2-5	〃
9月11日（木）	大牟田市労働福祉会館	大牟田市笹林町1-1-1	〃
9月22日（月）	豊前市総合福祉センター	豊前市大字吉木955	〃

9月29日（月）	久留米広域消防本部	久留米市東櫛原町999-1	〃
10月6日（月）	ふくおか石油会館 2階会議室	福岡市博多区下呉服町 1-15	〃

7 受講修了の検印

受講修了者に対しては、講習を修了した証として、危険物取扱者免状に福岡県知事の検印を押印する。

8 その他

(1) 受講者は、受講日に受講票及び危険物取扱者免状を持参すること。

(2) 受講手続き、その他の問い合わせは、公益社団法人福岡県危険物安全協会（電話092-273-1150）に対して行うこと。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年6月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人太宰府ボランティアネットワーク

(2) 代表者の氏名

富永 敦夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市観世音寺4丁目3番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、太宰府市近郊の高齢者、障害者などに対し日常生活支援、健康づく

りとパソコン指導を行うとともに、近郊の市民には、地域文化の資源（資産）の活用に関する企画及びイベントを開催する。また、NPO・ボランティアの運営全般に関する支援（助言、事務代行など）と支援を行う施設運営を受託し、第4条各号に掲げる活動を目的とする公共施設の運営受託を図り、市民公益活動に貢献することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人伊都はまぼう会
- (2) 代表者の氏名
岸 愛子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県糸島市前原中央3丁目3番3号

- (4) 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者とその家族に対する理解を深める活動や障害者に対して地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い障害者が安心して暮らせる街づくりの実現や障害者福祉の増進に努めることを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人ジネス
- (2) 代表者の氏名
岡 三恵子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県糸島市篠原東2丁目16番1号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、子育て支援、高齢者、障がい者の生活支援、高齢者、女性の就労支援及び社会参加活動支援事業を通じて、地域社会の労働力の活性化を進めながら女性の社会的自立を推進し、地域の雇用と福祉の増進を推進するとともに、市民に対して芸術活動を発信する機会を提供することで、芸術振興に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

NPO法人ミュージアムIPMサポートセンター

(2) 代表者の氏名

新原 茂春

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市大字本道寺385番地の4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、文化財を後世に守り伝えるための施設である博物館、美術館、展示館等の文化財保存展示施設における総合的有害生物管理（以下IPMという）を支援し、貴重な歴史的遺産である文化財の保存、展示環境の維持向上を図り、広く社会に貢献することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年6月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日本セラピューティック・ケア協会

(2) 代表者の氏名

秋吉 美千代

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市五条二丁目6番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「すべての人に尊厳と幸せを」を基本理念として、セラピューティック・ケアその他メンタル・ケアの技術を広く一般に普及すると共に、その技術を

コミュニケーションの手段として活用し、広め、応用し、地域社会全般に優しいふれあいの輪を広げるなど、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事(4) 第13745号	株式会社アセット 代表者 財津 英樹	福岡市南区大楠2-20-1-201

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小川 洋

1 組合の名称

久山町上山田土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成25年9月3日から平成28年3月31日まで

3 施行地区

糟屋郡久山町大字山田の一部

4 事務所の所在地

糟屋郡久山町大字山田1784番地7

5 設立認可の年月日

平成25年8月21日

6 変更認可の年月日

平成26年6月20日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成26年6月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 水巻ショッピングバザール
(2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町大字古賀字丸山1454-1ほか

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

小売業者	変 更 前	変 更 後
株式会社ダイエー	午前9時	午前7時
その他の小売業者	午前9時	午前9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前8時30分から午後10時30分	午前6時30分から午後10時30分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があっ

たので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年7月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成26年6月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 水巻ショッピングバザール
(2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町大字古賀字丸山1454-1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

変 更 前	変 更 後
光陽興産株式会社 代表取締役 住吉 康德 福岡県遠賀郡水巻町頃末北四丁目6番1号	株式会社光陽 代表取締役 住吉 康德 福岡県遠賀郡水巻町猪熊10丁目2番18号

4 大規模小売店舗において小売業を行う代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ダイエー 代表取締役 桑原 道夫 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1	株式会社ダイエー 代表取締役 村井 正平 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成26年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成26年7月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

82,585

福岡県選挙管理委員会告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成26年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成26年7月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

616,151

福岡県選挙管理委員会告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成26年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成26年7月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	29,121
北九州市小倉北区	49,914
北九州市小倉南区	57,877
北九州市若松区	23,261
北九州市八幡東区	19,915
北九州市八幡西区	69,951

北九州市戸畑区	16,383
福岡市東区	77,066
福岡市博多区	58,228
福岡市中央区	49,437
福岡市南区	67,593
福岡市城南区	33,046
福岡市早良区	56,569
福岡市西区	52,227
大牟田市	34,014
久留米市	81,416
直方市	15,871
飯塚市・嘉穂郡	39,658
田川市	13,638
柳川市	19,213
八女市	11,202
筑後市	12,983
大川市・三潞郡	14,034
行橋市	19,658
中間市	12,377
小郡市・三井郡	19,829
筑紫野市	27,122
春日市	28,948
大野城市	25,808
宗像市	26,099
太宰府市	19,059
古賀市	15,606
福津市	15,845
うきは市	8,643
宮若市・鞍手郡	15,275
嘉麻市	11,615
朝倉市・朝倉郡	24,169

みやま市	11,205
前原市・糸島郡	26,906
筑紫郡	12,814
糟屋郡	57,993
遠賀郡	26,315
八女郡	12,835
田川郡	23,241
京都郡	15,470
築上郡・豊前市	16,968